

令和6年7月3日

資料 3

報告2 令和5年度名古屋市児童相談 所実績等の概要について

子ども青少年局

令和5年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和5年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

なお、令和4年度の相談実績については、「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和6年1月26日付こ支虐第23号・政統総発0126第3号）による再集計後の数値です。

令和5年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,490件で、前年度の3,089件と比べ401件（13.0%）増加しました。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,948件で最も多く、全体の55.8%を占めています
- 虐待の種別は、心理的虐待が2,105件で最も多く、全体の60.3%を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は1,216件で、前年度の1,104件と比べ112件（10.1%）増加し、過去最多となりました。

令和５年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

１ 相談対応件数

令和４年度と比べると、全体の相談対応件数は３.５％増、虐待相談対応件数は１３.０％増とともに増加しました。

(単位：件)

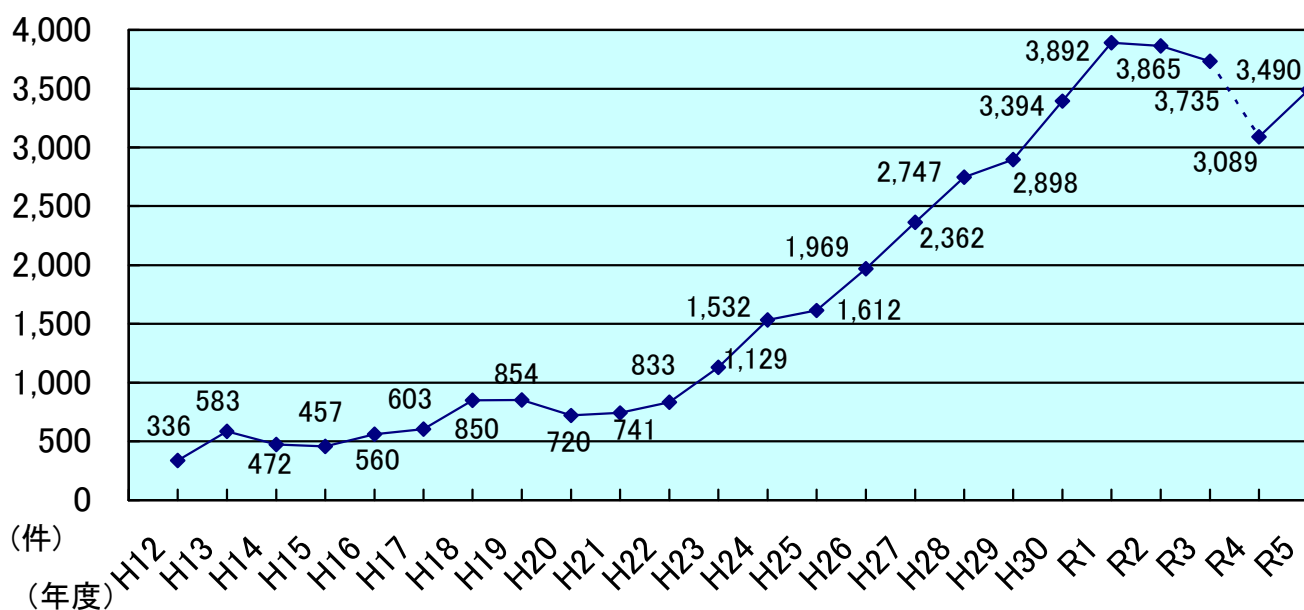
区 分	令和４年度	令和５年度	増 減
養護相談 [虐待相談再掲]	5,669 [3,089]	5,873 [3,490]	204 (3.6％増) [401 (13.0％増)]
障害相談	170	170	0 (増減無)
非行相談	255	275	20 (7.8％増)
育成相談	529	540	11 (2.1％増)
その他	266	271	5 (1.9％増)
計	6,889	7,129	240 (3.5％増)

※ 「その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの等、各区分に分類できないもの。

２ 児童虐待に関する相談対応件数

(１) 児童虐待相談対応件数の推移（児童虐待の防止等に関する法律施行以降）

児童虐待相談対応件数は３,４９０件で、前年度から４０１件増となりました。



※ 令和３年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和４年度以降は新規受付相談への対応件数。

(2) 主な相談経路

令和4年度と同様に、警察からの相談が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和4年度			令和5年度		
家族	111	(3.6%)	【4】	155	(4.4%)	【4】
親族	22	(0.7%)	【9】	26	(0.7%)	【9】
近隣・知人	461	(14.9%)	【2】	429	(12.3%)	【2】
児童本人	27	(0.9%)	【8】	25	(0.7%)	【10】
福祉事務所	60	(1.9%)	【6】	107	(3.1%)	【5】
児童委員	2	(0.1%)	【11】	1	(0.0%)	【11】
保健センター	17	(0.6%)	【10】	33	(1.0%)	【8】
医療機関	66	(2.1%)	【5】	92	(2.6%)	【6】
児童福祉施設	42	(1.4%)	【7】	71	(2.0%)	【7】
警察	1,757	(56.9%)	【1】	1,948	(55.8%)	【1】
学校等	357	(11.6%)	【3】	414	(11.9%)	【3】
その他	167	(5.3%)	—	189	(5.5%)	—
計	3,089			3,490		

※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS（電話相談）等。

※ 【 】 囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

(3) 主たる虐待者について

令和4年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位：件)

区 分	令和4年度		令和5年度	
実父	1,185	(38.4%)	1,293	(37.1%)
実父以外の父親	135	(4.4%)	182	(5.2%)
実母	1,734	(56.1%)	1,949	(55.8%)
実母以外の母親	12	(0.4%)	19	(0.5%)
その他	23	(0.7%)	47	(1.4%)
計	3,089		3,490	

※ 「その他」は、祖父母、叔父叔母等。

(4) 虐待の種別

令和4年度と同様に、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
心理的虐待	1,899 (61.5%)	2,105 (60.3%)
ネグレクト	481 (15.6%)	504 (14.5%)
身体的虐待	681 (22.0%)	863 (24.7%)
性的虐待	28 (0.9%)	18 (0.5%)
計	3,089	3,490

(5) 被虐待児童の年齢の状況

令和4年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位：件)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
0歳から3歳未満	564 (18.3%)	621 (17.8%)
3歳以上学齢前児童	686 (22.2%)	791 (22.7%)
小学生	1,071 (34.7%)	1,206 (34.5%)
中学生	499 (16.1%)	550 (15.8%)
高校生・その他	269 (8.7%)	322 (9.2%)
計	3,089	3,490

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(6) 被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、最も多いのは心理的虐待でした。

(単位：件)

区 分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0歳から3歳未満	466	101	54	0	621
3歳以上学齢前児童	516	137	138	0	791
小学生	678	168	353	7	1,206
中学生	280	69	195	6	550
高校生・その他	165	29	123	5	322
計	2,105	504	863	18	3,490

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(7) 対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和4年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
面接指導等	2,997 (97.0%)	3,403 (97.5%)
児童福祉施設へ入所	78 (2.5%)	76 (2.2%)
里親等委託	14 (0.5%)	11 (0.3%)
計	3,089	3,490

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和4年度から増加し、過去最多となりました。

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
被虐待児の一時保護件数		1,104 件	1,216 件
延べ日数		34,940 日	40,055 日
(参考)	一時保護総件数	1,844 件	2,041 件
	延べ日数	56,023 日	60,793 日

(9) 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

令和5年度の申立件数は6件となりました。

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
申立て件数	18 件	6 件
児 童 数	20 人	9 人

※ 児童福祉法第28条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所の措置をとることができるとしています。

(10) 児童福祉法第33条（家裁の承認を得て行う一時保護延長）の申立て状況

令和5年度の申立件数は20件となりました。

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
申立て件数	15 件	20 件
児 童 数	16 人	23 人

※ 児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないとしています。

(11) 児童福祉法第 33 条の 7（親権喪失等）の申立て状況

令和 5 年度は親権停止にかかる審判を 1 件申立てました。（単位：件）

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
親権喪失	1	0
親権停止	0	1
管理権喪失	0	0

※ 児童福祉法第 33 条の 7 は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和 5 年度は出頭要求を 7 件実施しました。（単位：件）

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
出頭要求	6	7
立入調査	4	0
再出頭要求	0	0
臨検・搜索	0	0

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期するため、児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・搜索等の制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和 5 年度は被措置児童等虐待の通告受理は 7 件でした。（単位：件）

年 度	受理件数	調査報告	調査結果		
			虐待該当	非該当	調査中
令 和 4 年 度	11	11	9	2	0
令 和 5 年 度	7	7	4	1	2

※ 児童福祉法第 33 条の 11 は、施設職員等は施設入所児童等である被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為や虐待をしてはならないと定めています。